

もくじ

はしがき	2
------	---

第1章 我が国の選挙管理機関

1. 選挙管理機関の種類	12
① 都道府県及び市町村の選挙管理委員会	13
② 特別区の選挙管理委員会	13
③ 指定都市の区又は総合区の選挙管理委員会	13
④ 参議院合同選挙区選挙管理委員会	15
⑤ 中央選挙管理会	15
2. 選挙管理機関の経緯	16
① 都道府県及び市町村の選挙管理委員会	16
② 中央選挙管理会	17
③ 参議院合同選挙区選挙管理委員会	18
3. 選挙管理機関の使命	18

第2章 選挙管理委員会の組織

1. 選挙管理委員会の設置	22
2. 選挙管理委員会の委員及び補充員	22
3. 委員及び補充員の選挙	23
4. 委員及び補充員の選挙の手続	25
① 選挙事由の発生通知	25
② 選挙の時期	26

③選挙の方法	26
ア 投票による方法	27
イ 指名推薦による方法	31
ウ 選挙に関する異議の決定等	33
④当選の告知及び承諾	37
ア 当選の告知	37
イ 当選の承諾	38
ウ 地方公共団体の長及び選挙管理委員会への 選挙結果の通知	40
5. 選挙に関する制限	40
①委員の補欠選挙は行われない	40
②補充員の補欠選挙は行われる	41
6. 委員の補欠	41
①委員の補欠の順序	42
②委員が総辞職したときの補欠の取扱い	43
③補欠委員の就任承諾の要否	43
④補欠委員に関する通知及び告示	43
7. 委員及び補充員の任期	45
①委員の任期	45
②在任期間	45
③補欠委員の任期	46
④補充員の任期	46
8. 政党その他の政治団体に関する制限	46
①2人が同時に同一の政党等に属してはならない	46

②同一の政党等に属する委員が2人以上となった場合の措置	48
③政党等の所属関係の認定方法	50
9. 兼職禁止・兼業禁止・立候補制限	50
①委員の兼職禁止	50
②委員の兼業禁止	51
③立候補制限	52
10. 委員及び補充員の失職	53
①選挙権を有しなくなったとき	53
②他の市区町村に住所を移したとき	56
③欠格条項に該当したとき	57
④解職請求が成立したとき	58
11. 委員の罷免	58
12. 委員等の退職	59
①委員の退職	59
②委員長の退職	61
③委員の総辞職	62
④補充員の退職	62
13. 委員及び補充員の身分取扱い	63
①身分・適用法令	63
②報酬及び費用弁償	64
③服務	64
④職務の執行停止	67
⑤補充員の身分取扱い	67
14. 選挙管理委員会の委員長	68

①委員長の選挙	68
②委員長の職務	69
③委員長の職務代理者	71
④委員長の事務の委任及び臨時代理	74
⑤委員長の事務引継ぎ	77

第3章 選挙管理委員会の運営

1. 委員会の招集	84
①招集の原則	84
②委員の請求による招集	85
③委員の選挙後最初の委員会の招集手続	86
2. 会議の定足数	87
①3人以上の委員の出席	87
②委員会の議事の持ち廻り審議やオンラインでの会議による議決等の可否	88
③除斥のため3人以上の委員が出席できない時の措置	90
④委員の事故により3人以上の委員が出席できない時の措置	91
3. 委員長・委員の除斥	91
①除斥	91
②除斥事由に該当する具体例	92
③除斥委員が会議に出席・発言できる場合	93
④除斥委員が参与した議決の効力	93
4. 委員長の専決処分	94

①委員長が専決処分できる場合	94
②専決処分の報告と承認	95
5. 表決	97
①表決の原則	97
②可否同数の時の措置	97
③議案	97
④会議録	98
6. 選挙管理委員会の告示	100
7. 選挙管理委員会の規程	102
①選挙管理委員会規程とは	102
②規程に定めるべき事項	103
③規程の公表	103
④規程を定めるにあたっての留意点	104

第4章 選挙管理委員会の事務局

1. 事務局の設置	110
2. 書記長、書記その他の職員及びその定数	111
①書記長、その他の職員	111
②長の補助職員の書記等との兼務・充当	113
3. 職員の任免	116
4. 職員の身分取扱い	117
5. 職員の職務	117

第5章 選挙管理委員会の所管事務

1. 選挙管理委員会の事務	120
2. 選挙に関する事務	120
3. 選挙人名簿・在外選挙人名簿に関する事務	121
① 選挙人名簿	121
② 在外選挙人名簿	122
4. 「これに関係のある事務」	123
① 各種投票に関する事務	123
② 直接請求に関する事務	124
③ 都道府県の選挙管理委員会のその他の事務	126
④ 市町村の選挙管理委員会のその他の事務	127

第6章 国等の関与に関する事項

国等の関与	130
① 基本的なルール	130
② 技術的な助言、勧告、資料の提出要求	133
③ 是正の指示	136
④ 是正の要求	139
⑤ 是正の勧告	141
⑥ 処理基準	141

第7章 その他

1. 臨時選挙管理委員会の開催 …………… 146
2. 指定都市の選挙管理委員会と区又は総合区の
選挙管理委員会の関係 …………… 146

凡 例

●法令名・略称については以下のとおりです

国民投票法……日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）

国民審査法……最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）

会議規則……標準都道府県議会議事規則（全国都道府県議会議長会）

松本 逐条……新版逐条地方自治法第9次改訂版（松本英昭著・学陽書房刊）

第 1 章

我が国の選挙管理機関

我が国の選挙管理機関

1. 選挙管理機関の種類

日本国憲法は、その前文の冒頭で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と記し、選挙により選ばれた代表者による間接民主制を採用することを前提としています。また、日本国憲法には、選挙に関して、主な条項として次のように定められています。

- ・公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である（第15条第1項）。
- ・公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する（同条第3項）。—— 普通選挙主義
- ・すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない（同条第4項）。—— 秘密投票主義
- ・両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する（第43条第1項）。
- ・両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない（第44条）。—— 平等主義
- ・地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する（第93条第2項）。—— 直接選挙主義

このように憲法により重大な役割を託された選挙を公正、公平、

厳正に執行することは、選挙管理機関が担うべき極めて重要な責務です。我が国において、選挙の管理執行の全ての過程を通じて、選挙に関する事務を管理する常設の選挙管理機関として、地方自治法や公職選挙法に基づいて、次のとおり設置されています。

①都道府県及び市町村の選挙管理委員会

普通地方公共団体である都道府県及び市町村には、選挙管理委員会が設置されます（地方自治法第181条第1項）。選挙管理委員会は、執行機関の一つで、当該地方公共団体の議会の議員により選挙された4人の委員により組織されます（地方自治法第138条の4第1項、第181条第2項、第182条）。

②特別区の選挙管理委員会

東京都の特別区においては、地方自治法の市に関する規定が適用されるため、特別地方公共団体である特別区には市と同様の選挙管理委員会が設置されます（地方自治法第283条）。

③指定都市の区又は総合区の選挙管理委員会

地方自治法第252条の19第1項の規定により政令で指定される市（以下「指定都市」といいます。）においては、指定都市の選挙管理委員会が設置されるほか、事務分掌上設けられた区又は総合区にも選挙管理委員会が設置されます（地方自治法第252条の20第5項、第252条の20の2第11項）。

区又は総合区の選挙管理委員会には、市の選挙管理委員会に関する規定が準用されます（地方自治法第252条の20第6項、第252条の20の2第12項）。公職選挙法においても、区又は総合区

の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、市の選挙管理委員会とみなされます（公職選挙法第269条、公職選挙法施行令第141条の2）。

なお、区又は総合区の選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理委員会の指揮監督を受けます（地方自治法施行令第174条の47第1項、第174条の48の7）。この場合、地方自治法第154条の2の処分の取消及び停止に関する規定が準用されますので、指定都市の選挙管理委員会には取消停止権を有することとされています。

また、指定都市の選挙管理委員会は当該指定都市内の事務処理の統一を図るため、地方自治法及び地方自治法施行令に定めるものを除いて、区又は総合区の選挙管理委員会に関して必要な事項を定めることができるものとされています（地方自治法施行令第174条の47第2項）。

選挙管理委員会の職務権限について、地方自治法第186条では「選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する」と規定されています。

ここでいう「選挙に関する事務」とは、公職選挙法や地方自治法などに規定されている選挙に関する事務を指します。公職選挙法第5条では、都道府県の選挙管理委員会は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙並びに都道府県の議会の議員及び知事の選挙に関する事務を、市町村の選挙管理委員会は、市町村の議会の議員及び長の選挙に関する事務を管理することが規定されています。

また、「これに関係のある事務」とは、選挙又は当選の争訟に関する事務、直接請求に関する事務のほか、一の地方公共団体のみに適用される特別法に係る投票に関する事務、大都市地域特別区設置法による特別区の設置についての選挙人の投票、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等を含みます。

しかし、これらのうち国政選挙と都道府県の選挙については、都道府県の選挙管理委員会のみによって実施されるものではなく、投票開票に関する事務をはじめ選挙の管理執行の重要な部分を市町村の選挙管理委員会が行います。したがって、選挙管理委員会は、自ら管理すべき選挙の管理執行事務にとどまらず、公職選挙法をはじめ各法令に定められた選挙関係事務を行うこととされています。選挙管理委員会の所管事務の詳細については、第5章で説明します。

このほか、公職選挙法により設置されるものとして、次の④⑤があります。

④参議院合同選挙区選挙管理委員会

参議院選挙区選出議員の選挙のうち、二の都道府県の区域を区域とする選挙区（参議院合同選挙区）の選挙に関する事務を管理するため、参議院合同選挙区選挙管理委員会が設置されます（公職選挙法第5条の6）。

委員の人数は8人で、参議院合同選挙区を構成する二都道府県の選挙管理委員会の各4人の委員全員が充てられます。

⑤中央選挙管理会

中央選挙管理会は、総務省の附属機関で、国家行政組織法第8

又は事実の通知をいうものであって、各当選人個人に対して個別に当選の事実を通知する行為をいいます。

一例としては、議会における選挙が終了し、当選人が定まった後直ちに議会事務局の職員が各当選人宅へ出向き本人に当選告知書を交付するとともに承諾書の提出を求める取扱いです。

(書式例 6)

文 書 番 号 令和〇年〇月〇日
当選人 氏 名 殿 〇〇市（区町村）議会議長 氏 名 印 当選の告知について
令和〇年〇月〇日の本議会で行った選挙管理委員会委員（補充員）の選挙において貴殿が当選されたので、告知します。
なお、当選承諾のうえは、別紙当選承諾書に署名押印（署名）のうえ折り返し提出願います。

イ. 当選の承諾

当選人の承諾の必要性については明文の定めはありませんが、立候補制度を採っていない選挙である以上、承諾をもって完結し、その身分を取得することとなります。当選が決まったら、本人に当選を告知するとともに承諾を求めます。承諾書（書式例 7）の形式について規定するものではありませんが、提出する場合は議長宛にすべきとされています（昭和21年12月27日地発乙第641号各

地方長官宛地方局長通達)。

以上のようにされている理由は、委員及び補充員は、広く当該地方公共団体の選挙権を有する者の中から選挙されるものであり、その当選について、当選人本人が予期しない場合もあり得ることから、当選人の当該職に就かない自由を保護する必要からも、当選の承諾を必要とすることは、明文の規定を設けるまでもなく当然のことと考えられるからです。

(書式例 7)

	令和〇年〇月〇日
〇〇市(区町村)議会議長 氏 名 殿	住 所
	当選人 氏 名 ㊟
当 選 承 諾 書	
令和〇年〇月〇日付け(文書番号)をもつて告知を受けた選挙管理委員会委員(補充員)の当選を承諾します。	

また、当選人が承諾をしない場合(投票による場合)や当選を辞退した場合は、当該議会の会議規則の定めに従って、次点者から当選人を定めるか、再選挙を行うこととされています(昭和21年12月27日地発第641号各地方長官宛地方局長通達)。指名推選による場合は再選挙となります(昭和39年3月6日自治行第27号愛知県総務部長宛行政課長回答)。

ウ．地方公共団体の長及び選挙管理委員会への選挙結果の通知

選挙が終了し、当選人が決定した後、議長から当該地方公共団体の長及び選挙管理委員会へ選挙の結果を通知（書式例 8）する取扱いとされています。補充員の選挙を指名推選の方式で行った場合は、その補欠順序についても通知します。

（書式例 8）

	文 書 番 号
	令和〇年〇月〇日
〇〇市（区町村）長	} 殿
〇〇市（区町村）選挙管理委員会委員長	
〇〇市（区町村）議会議長 氏 名 印	
選挙管理委員会委員（補充員）の選挙結果について	
当議会は、令和〇年〇月〇日の会議において標記の選挙を行つた結果、次の者を当選人と決定したので通知します。	
（当選人の氏名、住所、所属する政治団体の名称）	
（補充員については、以上のほかに得票数又は補欠順序を記載する。）	

5. 選挙に関する制限

①委員の補欠選挙は行われない

委員に欠員を生じたときは、常に地方自治法第182条第3項の規定によって補充員の中から補欠することとされており、いかなる場合においても委員の補欠選挙を行う旨の規定はありません。したがって、次の②の補充員の補欠選挙を行うことがあっても、委員の

補欠選挙は行われなことに留意が必要です。

②補充員の補欠選挙は行われる

原則として補充員の選挙が行われる場合は、委員の選挙が行われる場合又は補充員のすべてが欠けた場合です（地方自治法第182条第2項）。これらの場合には、委員の定数（4人）と同数の補充員の選挙が行われます。例えば、委員に欠員を生じて2人となり、なおかつ、補充員のすべてが欠けたような場合には、欠けた委員2人と補充員（4人）の選挙を行うのではなく、補充員4人の選挙を行うこととされています（昭和26年3月6日大阪市選管委員長宛行政課長電信回答）。したがって、欠けている委員2人は、新たに選挙された補充員の中から補欠されることとなります。

しかし、以上の例外として、補充員4人のすべてが欠けていない場合でも、委員の欠員に伴う補欠を行おうとしたところ、すべての補充員が所属政党等に関する制限に該当する場合（地方自治法施行令第135条第2項）又は、委員の除斥若しくは事故に伴い補充員を臨時に委員に充てようとしたところ、補充員のすべてが同じく所属政党等に関する制限に該当する場合（同令第136条第2項）、すなわち、いずれの補充員を充てても、同一の政党等に属する委員の数が2人以上となる場合については、臨時に補充員の補欠選挙が行われることとなります。

6. 委員の補欠

委員に欠員があるときは、委員長は補充員の中から委員に補欠しなければなりません（地方自治法第182条第3項）。したがって、い

選挙管理委員会の事務局

1. 事務局の設置

選挙管理委員会に事務局を設置することについて当該市区町村の条例で定めることはできませんが、委員会の内規（地方自治法第194条で定める委員会規程）で定めることは差し支えないと解されています（昭和25年12月19日自行発第346号鹿児島県総務部長宛行政課長回答）。また、補職名として事務局長等を定めることも差し支えないとされています。

ここでは、ある政令指定都市の選挙管理委員会事務局の概要を例示します。

<例>K市（政令指定都市）選挙管理委員会の概要

K市では、市選挙管理委員会に関する事務を処理するために事務局が置かれ、事務局に選挙部選挙課を置き、次に掲げる担当事務を執行しています。

- 選挙部選挙課**
- ・事務局及び課の庶務に関すること。
 - ・事務局の人事、予算及び決算に関すること。
 - ・委員会の運営に関すること。
 - ・市区選挙管理委員会委員長定例会議に関すること。
 - ・事務局内他の課の主管に属しないこと。
 - ・選挙事務の管理及び執行に関すること。
 - ・区選挙管理委員会の選挙事務の指導に関すること。
 - ・直接請求事務に関すること。
 - ・選挙以外の投票事務の管理及び指導に関すること。
 - ・選挙の統計に関すること。
 - ・選挙啓発に関すること。

事務局内の職員の配置 (例)

事務局長 — 選挙部長 — 選挙課長	}	管理係長 — 係員 3 人
		選挙係長 — 係員 2 人
		主査又は課長補佐 — 係員 1 人

2. 書記長、書記その他の職員及びその定数

①書記長、その他の職員

都道府県及び市（特別区を含む。）の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置くこととされています（地方自治法第191条第1項）。

地方自治法制定当時、書記は必置とする規定が置かれていましたが、昭和27年の改正により、同法第191条第1項は「書記その他の職員を置くことができる」と任意設置制に改められました。しかし、昭和36年の改正により再び書記の必置制に改められ、更に明るい選挙の常時啓発に係る事務が特に重要と考えられるに至り、昭和37年5月の改正で都道府県、及び市の委員会に書記長が必置制とされ現在に至っています。

市（特別区を含む）の委員会には、書記長、書記その他の職員を、町村の委員会には書記その他の職員を置き、その定数は臨時の職を除いて、各市町村の条例で定めることとされています（地方自治法第191条第1項、第2項、第283条第1項）。また、指定都市の区及び総合区の委員会には市と同様に書記長、書記その他の職員が置かれます（地方自治法第252条の20第5項、第252条の20の2第11項）。委員会に関する実務のうち、特に選挙に関する事務の処理を委員長又は委員自らが行うことは実際上不可能であり、また不適当な

場合もあります。そこで、当該事務を円滑かつ迅速に執行するための必要から、書記長、書記その他の職員が置かれることとされたものです。

書記長、書記その他の職員の任命については、職員に係る定数条例に基づいて委員会名で本人に辞令(書式例26)を交付して行います。

(書式例26)

辞 令
氏 名
〇〇市(区町村)選挙管理委員会書記に任命する。
令和〇年〇月〇日
〇〇市(区町村)選挙管理委員会 印

一般に「書記」は、組織体において職務を担当する職員の身分の呼称の1つであり、市区町村長の補助部局では事務職員に相当し、「その他の職員」は嘱託・雇用人等に相当します。「書記長」は、書記その他の職員の総括者の性格を有するものであり、場合によっては、委員会規程の定めるところにより、委員の選挙後最初の委員会を招集する等、その運営面でも重要な職責を有します。

なお、職員に係る定数を条例で定める必要がない「臨時の職」(地方自治法第191条第2項ただし書)には2つの意味があり、その1つは選挙執行時に限り必要となる事務従事者のように、その職自体が臨時である場合。もう1つは、職自体は行政運営上恒常的に必要で、その職に任用される者が臨時的に任用される場合です。

職員の定数条例は、置くべき職員数の限度を当該市町村の団体意

思として示すものですので、委員会としては、定数条例の制定改廃について、条例の提案者（地方自治法第149条第1号）である市区町村長に対して十分事情を説明し、所要の要求を行って、委員会の運営に支障がないようにする必要があります。その上で、定数を超えて職員を任用する必要が生じた場合は、地方自治法第191条第2項ただし書の規定による「臨時の職への任用」によって補うか、若しくは後述する地方自治法第180条の3の規定による職員を活用すべきものと考えられます。

②長の補助職員の書記等との兼務・充当

委員会の事務は時期により繁閑の差が激しく、選挙人名簿の登録時期や選挙執行時、直接請求の署名審査が生じた場合は繁忙の度合いが極限にまで達するため、平常時を大幅に上回る数の職員が必要となります。そのような時期においても、委員会の事務処理は必ず委員会独自の補助職員をもって行わねばならないとするのは適当ではありません。行政機構の簡素化、住民負担の軽減の趣旨からも、委員会の事務の量や繁閑の度合いなどを勘案して、市区町村長と委員会が協議の上、繁忙期には長の事務局の職員の応援を求めることができるようになる対応が求められます。

このようなことから、執行機関である委員会又は委員に関する通則の1つとして地方自治法第180条の3が設けられ、市区町村長は委員会と協議（書式例27・28）して長の補助職員を委員会の書記等と兼ねさせ、若しくは書記等に充て、又は委員会の事務に従事させることができるとして長部局からの応援を認めることとしています。